

原議保存期間10年
(平成31年12月31日まで)

各地方機関の長
殿

各都道府県警察の長
(参考送付先)

皇宮警察学校長
各都道府県警察学校長

警察庁内地発第13号
平成20年4月18日
警察庁生活安全局長

職務質問技能伝承の効果的推進について(通達)

最近の治安情勢は、平成14年まで7年連続で戦後最多を記録した刑法犯認知件数が、平成15年以降一貫して減少傾向を示し、平成14年当時に過去最低水準となっていた刑法犯検挙率は増加傾向に転じるなど指数治安は改善傾向にあると認められる。しかし、一方で、市民の身近において銃器を使用した凶悪事件が連続して発生し、また、地域警察官に対する公務執行妨害事件が増加傾向にある等、国民の体感治安は依然改善されておらず厳しい状況にある。

さらに、ここ数年の地方警察官の退職者数及び採用者数の増加に伴い、警察組織の人的構成が着実に変化している中、地域警察官の現場執行力の低下、とりわけ、職務質問技能の低下が懸念されているところである。

これら現状を踏まえ、これまで、地域警察部門においては、「地域警察官の職務質問活動の推進について」(平成10年7月22日付け警察庁内地発第18号)、「地域警察を中心とした精強な第一線警察の構築のための総合プランの策定について」(平成17年6月10日付け警察庁丙人発第192号ほか)及び「地域警察を中心とした精強な第一線警察構築に関する指針の策定について」(平成18年5月29日付け警察庁丙人発第170号ほか)に基づき、職務質問技能指導員の計画的な運用、拡充等により、地域警察官の職務質問技能の伝承(以下「職務質問技能伝承」という。)に取り組んできたところであるが、こうした取組みを今後更に強力に推進していく必要がある。

各管区警察局及び各都道府県警察にあつては、下記事項に配意して、貴職自らが指導力を発揮し、職務質問技能伝承の効果的な推進に努められたい。

なお、職務質問技能伝承の拡充整備等の詳細については、別途示達する。

記

1 定義

(1) 職務質問技能指導班

各都道府県警察本部（北海道警察にあっては、各方面本部を含む。以下同じ。）において地域警察官の職務質問技能伝承を行う係（室、その他課に準ずるものを含む。以下同じ。）を職務質問技能指導班という。

(2) 職務質問技能指導者

職務質問技能で指定された、警察庁指定広域技能指導官（以下「広域技能指導官」という。）、本部長指定技能指導官（以下「技能指導官」という。）並びに別途示達する地域警察担当部長指定職務質問技能指導員（以下「技能指導員」という。）及び所属長指定職務質問準技能指導員（以下「準技能指導員」という。）を総称して職務質問技能指導者という。

2 各都道府県警察における取組み

各都道府県警察は、地域警察官全体の職務質問技能の向上を図ることを目的に、次に掲げる取組みを重点として推進すること。

(1) 職務質問技能指導班の設置等

ア 職務質問技能指導班の設置

地域警察官の職務質問技能伝承を効率的かつ効果的に推進するため、警察本部に職務質問技能指導班を設置すること。

イ 編成等

職務質問指導班は、広域技能指導官及び技能指導官（以下「技能指導官等」という。技能指導官等の指定がない都道府県警察にあっては、技能指導員でも可とする。）を核として、職務質問技能指導者で編成すること。

職務質問技能指導班の設置に当たっては、専従で行う体制の確保に努めること。

ウ 職務

職務質問技能指導班の職務は、次に掲げる事項を基本とし、具体的職務については、別途示達する職務質問技能指導班の指導要領に基づき、各都道府県警察で定めること。

(ア) 地域警察官の職務質問技能伝承に関すること

(イ) 職務質問技能指導者の育成及び運用に関すること

(2) 体系的かつ段階的な職務質問技能伝承体制の構築等

職務質問技能指導者及び同候補者の職務質問技能伝承及び指揮監督を行うための能力（以下「指導力」という。）及び実務能力に応じて、別途示達する、体系的かつ段階的な職務質問技能指導者育成システムを効果的に活用する等、積極的に職務質問技

能指導者の育成に取組み、体系的かつ段階的に職務質問技能伝承が行える体制の拡充整備を図ること。

(3) 職務質問技能指導者の人事管理及び業務管理の徹底

地域警察官に対する職務質問技能伝承が効率的かつ効果的に行えるよう、警察本部及び職務質問技能指導者の配置された所属に、別途示達する職務質問技能指導者の名簿を備付け、活動実態等の把握及び必要な指導を行うとともに、職務質問技能指導者として一定の期間、地域警察官に対して職務質問技能伝承が行えるポストに配置して運用する等、人事管理及び業務管理の徹底を図ること。

(4) 実戦指導を中心とした職務質問技能伝承の実施

職務質問技能伝承に当たっては、職務質問の現場に即したビデオ、マニュアル等、教養資機材の効果的な活用を図り、理論、座学よりは実体験・ロールプレイング方式等を主とした実戦指導又は実戦的指導を中心に行うこと。

(5) 教養資機材の効果的活用

教養資機材の作成に当たっては、職務質問技能指導者の経験や知識を生かしたものとすのほか、時宜を捉えて失敗事例、職務質問のポイント等を紹介する等、受講者が職務質問技能等を実戦する上で活用が容易なものの開発、作成に努めること。

3 各管区警察局における取組み

各管区警察局は、管区所在の府県警察の職務質問技能伝承を効果的に行わせることを目的に、次に掲げる管区規模での取組みを重点として、職務質問技能指導者育成のための施策、府県警察の職務質問技能伝承に係る施策に対する指導教養等を推進すること。

(1) 管区規模専科「職務質問」

現に技能指導員に指定されている者、又は、今後、技能指導員として指定が予定されている者で、職務質問技能指導者として意欲的に職務質問技能の研鑽に取り組んでいる者を対象とした専科

(2) 職務質問スキルアップ研修会

前年度の管区規模専科「職務質問」の修了者を対象に、専科修了後の職務質問技能指導者としての活動状況の検証等を目的とした研修会

(3) 職務質問技能伝承に係る指導教養等

職務質問技能伝承に係る取組みが低調な府県警察に対する指導教養並びに各府県警察の職務質問技能伝承及び技能指導者の育成に関する支援